

令和3年5月11日制定

令和8年4月1日改正

ネーミングライツ・パートナー 募集要領

羽村市

目次

1	募集の趣旨	1
2	募集対象施設	1
3	ネーミングライツの付与の期間及び対価としての金銭の交付等	1
4	対価としての金銭の交付等以外の費用負担等	2
5	愛称の条件	3
6	応募資格	4
7	応募手続	4
8	審査方法	5
9	ネーミングライツ・パートナーの決定	6
10	協定の締結	6
11	協定の継続	6
12	協定の解除	6
13	ネーミングライツ・パートナーの公表及び愛称の周知	7
14	問い合わせ	7

羽村市ネーミングライツ・パートナー募集要領

羽村市（以下「市」という。）では、公共施設（以下「施設」という。）におけるネーミングライツ（施設における愛称を命名する権利及びこれに付帯する権利をいう。）の導入に当たり、次のとおりネーミングライツ・パートナー（ネーミングライツの付与を受けた者をいう。）を募集します。

なお、この募集要領に定めるもののほか、市におけるネーミングライツの付与については、羽村市ネーミングライツ事業実施要綱に定めるとおりとします。

1 募集の趣旨

市では、施設に係るネーミングライツを付与する対価として金銭の交付等（金銭若しくは物品を交付又は役務の提供をいう。以下同じ。）を受けることにより、施設の持続的な管理及び運営のための財源を確保し、もって市民サービスの向上を図ることを目的として、ネーミングライツ・パートナーを募集します。

2 募集対象施設

募集の対象となる施設は、施設全般とします。ただし、市庁舎、市立小中学校などその設置や運営の目的、利用状況等を考慮し、ネーミングライツの導入が適さないと市が判断するものは対象外とします。

3 ネーミングライツの付与の期間及び対価としての金銭の交付等

(1) ネーミングライツの付与の期間

ネーミングライツの付与の期間は、原則3年から5年までの年単位の応募となります。ただし、提案のあった期間が市の基準を下回る場合であっても、応募者と市との協議が整った場合は、その期間においてネーミングライツを付与するものとします。

(2) 対価としての金銭の交付等

ア 対価としての金銭の交付等は、施設の利用状況やメディアなどへの取り上げられる状況などを勘案するとともに、類似する他自治体の事例などを参考にして、原則として、金銭の交付を行う場合は年額、物品の交付を行う場合は総額（年額、

総額どちらの場合も取引に係る消費税額及び地方消費税額を含む。)で提案してください。役務の提供を行う場合は、内容について提案してください。また、対価としての金銭の交付等のほかに、サービスの提供等が含まれる場合は、それらを含めて提案してください。

イ 対価としての金銭の交付等は、原則として、年度ごとに市から請求があった日から 30 日以内に行うものとします。

4 対価としての金銭の交付等以外の費用負担等

(1) 対価としての金銭の交付等以外の費用負担区分については、次の表のとおりとします。

摘要	費用負担	
	市	ネーミングライツ・パートナー
敷地・建物における看板・サイン表示の変更及び新設 ※1		○
市が管理する周辺道路標識、サイン表示の変更 ※2		○
協定期間終了後または協定解除後の原状回復		○ ※3
市が新たに発行するパンフレット等の印刷物、市公式サイトの表示 ※4	○	
ネーミング・パートナーが新たに発行するパンフレット等の印刷物		○

※1 看板・サイン表示の変更及び新設については、設置の可否を含めて協議します。

※2 道路標識等については、所管部署と協議の上、変更可能な表示について、変更することができます。

※3 ネーミングライツ・パートナーの費用により設置または変更を加えたものに限ります。

※4 愛称が決定することで、市が発行しているパンフレット等をその都度作り替えるというものではありません。残部が無くなり次第対応します。

(2) その他

- ア 1 団体で複数の施設に係る提案をすることができます。
- イ ネーミングライツの付与の範囲など詳細については、ネーミングライツ・パートナー決定後に、市と協議のうえ、協定を締結します。なお、この協議においては、愛称についても修正等の調整をお願いする場合があります。
- ウ 屋外への新たな看板（広告物）の表示は、東京都屋外広告物条例（昭和 24 年東京都条例第 100 号）の対象となり、手続が必要となる場合があります。この場合において、必要な手続きは、ネーミングライツ・パートナーが実施し、その費用を負担するものとします。また、ネーミングライツ・パートナーが設置した看板に係る維持管理は、全てネーミングライツ・パートナーがその責を負うものとなります。
- エ ネーミングライツの付与は、施設の所有権、管理権などには影響を与えません。また、ネーミングライツを、第三者に譲渡または貸与することはできません。

5 愛称の条件

- (1) 愛称を命名することができるのは、施設の一般的な呼称として用いられる愛称であり、市の条例等に規定する名称を変更するものではありません。
- (2) 利用者の混乱を避けるため、協定期間内の愛称の変更はできません。また、必要に応じて、条例上の名称を併記する場合があります。
- (3) 施設に付与する愛称は、施設の設置目的に反せず、施設にふさわしく市民に分かりやすく親しまれるものとしてください。また、次に掲げる事項のいずれにも該当しないものとします。
 - ア 法令等に違反するものまたはそのおそれのあるもの
 - イ 公の秩序若しくは善良の風俗及び慣習に反するものまたはそのおそれのあるもの
 - ウ 政治活動、宗教活動、社会問題、意見広告及び個人的宣伝に関するもの
 - エ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条各号に掲げる営業を営む企業名等
 - オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号から第 5 号までに規定する暴力団等の利益につながるもの

カ ネーミングライツの付与の対象となる施設の公共性及びその品位を損なうおそれのあるもの、愛称として適当でないと市長が認めるもの

6 応募資格

ネーミングライツ・パートナーの応募資格を有する者は、法人格を有する企業、団体及び個人事業主とし、次の各号に該当しないものとします。

なお、優先交渉者の決定後、協定の締結までの間に当該優先交渉者がネーミングライツ・パートナーとなることがふさわしくないと認められる事象等が生じた場合には、優先交渉者としての資格を取り消すことがあります。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定に該当する者
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく更生または再生手続を行っている者
- (3) 市から指名停止措置を受けている者
- (4) 既に納期が到来した市税、法人税、消費税、地方消費税若しくは法人事業税（以下「市税等」という。）を完納していないまたは正当な理由なく市に対する債務を履行していない者
- (5) 政治団体及び宗教団体
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条各号に掲げる営業を営むもの
- (7) 貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）第 2 条第 1 項に規定する貸金業を営む者（銀行法（昭和 56 年法律第 59 号）第 2 条第 1 項に規定する銀行業を営む者を除く。）
- (8) 羽村市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 11 号）第 2 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに規定する暴力団等
- (9) 前各号に掲げる者のほか、市のネーミングライツ・パートナーとして適当でないと市長が認める者

7 応募手続

- (1) 事前相談の申込み

ネーミングライツの取得を希望される際は、次号に規定する提案書類を提出される

前に必ず企画部財政課に事前相談をお願いします。

(2) 応募書類の提出

事前相談の内容に応じて事務局及び所管部署と調整のうえ、実施に向けて進める場合は、改めて、次表に掲げる書類を持参または郵送にて「14 問合せ先」まで提出してください。

番号	提出書類
1	羽村市ネーミングライツ・パートナー応募申請書
2	応募者の概要を記載した書類
3	定款、寄付行為その他これらに類する書類
4	法人の登記事項証明書
5	直近1年の市税等の納税証明書
6	直近1年の決算報告書及び事業報告書
7	その他市長が必要と認めるもの

※証明書は発行から3か月以内のものに限ります。

(3) 応募受付期間

窓口開設時間は、午前8時30分から午後5時までです。ただし、土曜日、日曜日、祝日、年末年始等は除きます。

(4) 留意事項

- ア 応募に当たって必要な経費は、全額応募者の負担とします。
- イ 提出書類等は、返却しません。

8 審査方法

(1) 優先交渉者の決定

市においてネーミングライツ事業運用委員会において、応募者から提案された対価としての金銭の交付等、ネーミングライツの付与の期間、愛称の妥当性及びその他の応募内容を総合的に審査し、ネーミングライツ・パートナーの優先交渉者を決定します。

(2) ヒアリングの実施

優先交渉者の審査または決定に当たり、必要に応じてヒアリングを行う場合があります。

9 ネーミングライツ・パートナーの決定

(1) ネーミングライツ・パートナー決定に係る協議

市と優先交渉者は、協定の内容を協議し、協議が整った段階で、ネーミングライツ・パートナーに決定します。

(2) 協議が整わない場合

互いに誠意を持って協議したにも関わらず合意に至らず、市において合意の可能性がないと判断した場合は、市は、協議を打ち切ることができるものとします。

10 協定の締結

市とネーミングライツ・パートナーは、協定の内容を協議し、協議が整った段階で、ネーミングライツに関する協定を締結します。

11 協定の継続

協定期間が満了する場合において、ネーミングライツ・パートナーから協定継続の申出があったときは、当該ネーミングライツ・パートナーを優先交渉者とする事ができるものとします。この場合において、優先交渉者に決定するかどうかの判断は、市において行います。

ネーミングライツ・パートナーが協定の更新を希望するときは、協定期間満了の3月前までに申し出る必要があります。

12 協定の解除

原則として、契約期間中の解除はできませんが、社会経済情勢の影響などにより、当該施設の愛称の維持が困難となった場合は、双方から解除の申し入れをすることができます。

具体的には、ネーミングライツ・パートナーの責めに帰すべき事由により、当該施設の愛称の維持が困難な場合や、ネーミングライツを行使することが法令上適当でないとして市長が判断した場合には、当該ネーミングライツに関する協定を解除することが

できるものとし、この場合において、当該協定解除に伴う原状回復に必要な経費については、ネーミングライツ・パートナーが負担するものとし、原則として、一度交付等を受けた金銭等は、返還しません。

また、協定解除に伴い、ネーミングライツ・パートナーに損害が発生した場合であっても、市はその一切の責任を負いません。

13 ネーミングライツ・パートナーの公表及び愛称の周知

市は、ネーミングライツ・パートナーが決定した後、ネーミングライツ・パートナー名、施設の愛称、対価としての金銭の交付等について公表するとともに、愛称を積極的に使用し、普及に努める。

14 問合せ先

羽村市企画部財政課

〒205-8601 東京都羽村市緑ヶ丘 5-2-1

電話番号：042-555-1111

(土曜日、日曜日、祝日、年末年始等の閉庁日を除きます。)

FAX：042-554-2921

E-mail:s102500@city.hamura.tokyo.jp